

て、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。

第十七条 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあった時を標準として定める。(管轄)

第十一条 発信者情報開示命令の申立てには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一人を相手方とする場合（相手方の住所の所在地（相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が日本国内にないとき又はその住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときは、その最後の住所の所在地とする。））、

二 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定まらないとき（最高裁判所規則で定める地）

三 法人その他の団体又は財團を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定まらないとき（最高裁判所規則で定める地）

四 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の方号に掲げる裁判所が管轄権を有するこどとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に属する。

五 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所、東京地方裁判所

六 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に属する。

七 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

八 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所に属する。

九 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

二 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

三 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の方号に掲げる裁判所が管轄権を有するこどとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

四 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所、東京地方裁判所

五 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に属する。

六 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

七 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

八 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

九 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一〇 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一一 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一二 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一三 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一四 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一五 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴取しなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、二の限りでない。

（発信者情報開示命令の記録の閲覧等）

裁判所の申立てでは、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

命の申立てでは、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間に内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあつた日から二週間に内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

裁判所は、異議を述べた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

（発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え）

第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に不服がある当事者は、当該決定に定められた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

第一項に規定する訴えが、同項に規定する判決で發信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定又は取り消す。

(侵害情報に係る調査の実施)

定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

（大規模特定電気通信役務提供者による届出）

大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三ヶ月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

第二十一条

大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三ヶ月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

四 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第二十二条 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

五 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条

大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

六 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

七 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

八 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

九 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならない。

第二十四条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものをして適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

（侵害情報調査専門員）

大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものをして適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。

この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間までに公表されなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二 他人の権利を不当に侵害する情報の発信者である場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなつた原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二 送信防止措置を講じたとき その旨

三 送信防止措置を講じたとき その旨及びその理由

て、できる限り具体的に定められていること。

一 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。

二 発信者その他の関係者が容易に理解することができる表現を用いて記載されていること。

三 発信者その他の関係者が容易に理解することができる表現を用いて記載されていること。

四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

五 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

六 第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。

この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間までに公表されなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二 他人の権利を不当に侵害する情報の発信者である場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講じるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなつた原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二 送信防止措置を講じたとき その旨

三 送信防止措置を講じたとき その旨及びその理由

(措置の実施状況等の公表)
第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 第二十三条の申出の受付の状況
 二 第二十五条の規定による通知の実施状況
 三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
 四 送信防止措置の実施状況(前三号に掲げる事項を除く。)
 五 前各号に掲げる事項について自ら行つた評価

六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項
 (報告の徴収)

第二十九条 総務大臣は、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条规定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができることを定め(勧告及び命令)。

第三十条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十二条、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反していると認めるとときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(送達すべき書類)

第三十一条 第二十条第一項の規定による指定、第二十九条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2 第二十条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する

用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。(送達に関する民事訴訟法の準用)

第三十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第二百三十三条、第二百五十五条、第二百六条、第二百八条及び第二百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と、同法第二百八条中「裁判長」とあり、及び同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。

第三十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条ににおいて読み替えて準用する民事訴訟法第八十条の規定によることができる、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送达にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第三十四条 総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一条)第三条第九号に規定する(電子情報処理組織の使用)

处分通知等であつて第三十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十二条において読み替えて準用する

えて準用する民事訴訟法第二百二十九条並びに第二百三十一条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の使用して総務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六章 訽則
第三十五条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十五条又は前条第一号 一億円以下の罰金刑

二 前条第二号 同条の罰金刑

三 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第二十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 (施行期日)
附 則 (平成二五年四月二六日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年四月二八日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百一十五条の規定、公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定

及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることが許可を求める申立て」を加える部分には限る）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第百五十六条の改正規定、同法第百五十七条第四項の改正規定、同法第百六十一条第一項の改正規定、同法第百六十七条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十五条第一号の改正規定、同法第百六十六条规定第一号の改正規定、同法第百六十七条规定第十条第一項の改正規定及び同法第百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日法律第二五五号）抄

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
第三条 この法律の施行の日からデジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「デジタル社会形成基本法施行日」という。）の前日までの間におけるこの法律による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（次条において「新法」という。）第三十三条の規定の適用については、同条第二項中「旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」とあるのは「旨を」と、「掲示した」とあるのは「掲示を始めた」とする。デジタル社会形成基本法施行日以後におけるデジタル社会形成基本法施行日前にした公示送達に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第四条 （調整規定）
 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における新法第三十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。